

令和3(2021)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)
プログラム内容変更承認申請書(研究成果公開促進費)「研究成果公开发表(B)
(ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI)」

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

令和 年 月 日

機関番号		1 2 3 4 5	課題番号	21HT0000
所属 研究 機関	名称	〇〇大学		
	機関の長 職・氏名	学長 〇〇 〇〇		
実施代表者	部局	〇〇学部		
	職	教授		
	氏名	□□ □□		

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）「研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI）」について、下記のとおり交付申請書の記載内容を変更したいのでご承認くださるようお願いいたします。

記

[illegible]

※ 「プログラムの目的」とは、交付申請書に記載した「プログラムの目的」をさす。なお、補助条件 3-1 のとおり、「プログラムの目的」の欄の記載事項は、変更することができない。

補助事業において、交付申請書の「プログラムの内容」欄の記載事項の変更を計画している場合、事前
に作成し、所属する研究機関を通じて日本学術振興会に提出すること。

なお、交付申請書に記載の「プログラムの目的」が損なわれることがないように、公募要領19頁(7)
「その他の留意点」を踏まえた内容になっていることを補助事業者間で確認すること。

(1) 「変更後のプログラムの内容」

変更後のプログラムの内容を取組ごとに具体的に記入すること。

(2) 「プログラムの内容を変更しなければならない具体的な理由」

当初のプログラムの内容がどのような原因によって変更されたか、具体的に記入すること。なお、交
付内定通知 別紙1「3. プログラムの実施に当たって(2)(3)」も参照すること。

(3) 「プログラムの内容を変更しても「プログラムの目的」の達成に支障がない具体的な理由」

プログラムの内容を変更しても、交付申請書に記載した「プログラムの目的」を達成できる具体的
理由を記入すること。なお、補助条件3-1のとおり、「プログラムの目的」の欄の記載事項は、変更
することができない。

(4) 「公募要領19頁(7)「その他の留意点(a)」を踏まえた変更内容になっている具体的な理由」

プログラムの内容変更が、公募要領19頁(7)「その他の留意点(a)」を踏まえた変更内容になって
いる具体的な理由を記入すること。

(5) 「公募要領20頁(7)「その他の留意点(f)」を踏まえている具体的な理由」

プログラムが、公募要領20頁(7)「その他の留意点(f)」を踏まえている具体的な理由を記入する
こと。

(参考)

【公募要領より抜粋】

(7) その他の留意点

応募に当たっては、17頁「(ii)(1)対象」を踏まえ、以下の点に留意し、「計画調書作成・記入要領」を参照の上、
計画調書を作成してください。

(a) プログラムの内容

受講生が将来に向けて、科学的な好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む内容として
ください。

研究者が科研費による独創的・先駆的な研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを講義、実験
等を通じて分かりやすく語りかけ、また、研究者自身の歩み(研究を志した動機等)や人柄に間近に触れることに
より、受講生が学問の素晴らしさや楽しさを感じることができるものになるよう心がけてください。

その際、プログラムの背景を確実に説明してください。ただし、座学(講義等)に偏りすぎることなく、実験、
フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら実際に体験し考察できるプログラムとしてください。

また、できる限り若手研究者、博士研究員、大学院生、学部学生及び外国人留学生等の協力を得て、受講生と積
極的に交流できる場を設けてください。

(f) 安全配慮

受講生への安全配慮は最優先事項です。特に、実験、調査分析、施設見学に係る研究機関内外の移動等の際には、
適切な人数の実施協力者を配置するなど、安全に十分配慮してください。また、自然災害の発生や、感染症の影響
といった不測の事態等については、最新の状況を把握するように努めるとともに、安全配慮に向けた最大限の対策
を講じ、安全配慮ができない場合は延期又は中止の判断を行ってください。

不慮の事故等、万一の場合に備えて、プログラム当日における、受講生及び実施に関わる者を対象とした傷害保
険への加入も検討してください。保険料はプログラム経費の範囲内で支出することが可能です。

【交付内定通知 別紙1より抜粋】

3. プログラムの実施に当たって

(2) 公募要領「Ⅱ3①(ii)(7)その他の留意点((a)プログラムの内容及び(f)安全配慮)」について

公募要領に記載の安全配慮は、補助事業者が応募に当たって提出した計画調書の内容及び交付申請書に記載の
内容を実施するに当たって配慮すべき事項です。したがって、公募要領19頁(a)「プログラムの内容」にある
『座学(講義等)に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生自ら実際に体験し考

察できるプログラム』を行うための安全配慮ができない場合は延期または中止の判断を行ってください。

(3) 交付申請書の記載内容の変更について

補助条件の 3-1 では、『「プログラム名」及び「プログラムの目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。』としています。そのため、補助事業の内容を変更しようとする場合には、交付申請書に記載の「プログラムの目的」が損なわれることがないように、公募要領 17 頁(1)「対象」及び(7)「その他の留意点」を踏まえた変更であるか補助事業者間で確認してください。